怒りと悲しみの遺族たち。

黙っておれない

—歌志内災害の報を聞く—

㊟

三川指導部　すぎもと　かずお

「ほー」と一息ついて
『昇坑（あがり）煙草』の火を貰いながら悲報を聞く。
組合の掲示板や
テレビのニュースに人だかりができ
保安サボに怒りがあつまる。
その心のいらだち
その胸のたかぶり。
おなじ坑夫だから
三池の大爆発に遭遇した俺達だから
真っ暗闇の切羽での
落盤が、ガスが、死が
心にこたえるのだ。
胸にひびくのだ。
歌志内、登川坑。
「閉山」か「合理化」をのむかと恐迫し
その選択を余儀なくされた直後
三十の坑夫のいのちをのみこみ
数十のガス患者を出した。
「三日前、同じ現場で、ガス抜きボーリングが準備されながら、
突然中止されたというではないか。なぜだ。原料炭のドル箱切羽だったから、生産はとめられなかったのか」
いつもそうなのだ
坑夫のいのちより
出炭が第一なのだ。
おなじ坑夫だから
三池でそのことを追及してたたかっているから
心にこたえるのだ。
胸にひびくのだ。
石炭を、ヤマを俺達にかえせ。
いのちをおれたちにかえせ。
重苦しい雨雲がたれこめたその日の歌志内
遠く九州でも集中豪雨のまえぶれのなかで三池で、
おなじ怒りをもやす。

一九七一・七・二一

どこへいった"原爆"

消されゆく広島・長崎

教科書から

まず、A社の小学校社会科の教科書を、歴史的に並記してみよう。

〈昭和三十三年版〉

原子爆弾

昭和二十年（一九四五年）八月、ソ連が、とつぜん日本に戦争をしかけるとともに、アメリカ軍は、広島（八月六日）と長崎（八月九日）に、原子爆弾を落としました。それぞれたった一発の爆弾に、広島も、長崎も、あっというまにおしつぶされ、ほのおにつつまれ、十数万人の死者を出したのです。

〈昭和四十三年版〉

一九四五年（昭和二十年）六月、沖縄がアメリカ軍に占領され、八月には、広島と長崎に原子ばくだんを落とされて、多くの市民が死にました。

〈昭和四十六年版〉

その年六月には、沖縄がアメリカ軍に占領され、八月には広島と長崎に原子ばくだんが落とされ、おそろしい災害をうけました。

☆

こうして見てくると、年ごとに、広島・長崎の記述がまっ殺されていることがわかる。しかも、前後には、この戦争に対する反省がまったくなくなっている。三十三年版の、前記文章には、続いて次の記述がある。

「多くの人の生命がうばわれ、国土があらされ、都市が焼きはらわれたことは、このうえない悲しいことでした。国民が、それぞれしっかりした自分の考えをもち、他国のたちばを尊重する心がけをもっていたら、この戦争は起こらなかったかもしれないのです。しかし日本は、これを機会に、りっぱな民主主義の国になることを決心したのです。」

★

本年四月から小学校で、明年四月から中学校で使用される教科書は、新しい指導要領に基づいて作られている。小学校学習指導要領社会の内容(2)のカは、次の如くである。

「新しい国是のもとに明治維新を行ない……日清・日露の戦争や条約改正などを経て国力が充実し……第一次世界大戦後の政党政治の発達、世界列強に伍しての国際社会における活躍などを経て、やがて第二次世界大戦に至ったこと、戦後は……産業経済の復興、国民生活の向上はめざましく……国家の安全と繁栄については今後いっそう国民の努力が必要であることを考えること。」

★

お気づきのように、「第二次大戦に至ったこと、戦後は…」のように、第二次大戦が美事に欠落しているのである。広島が、長崎がは何か。前記指導要領の文章をたどれば明白なように、明治百年、経済大国主義、天皇制、国家主義思想の鼓吹による軍国主義体制確立への意図があからさまに見取れるのである。そしてそれは、単に教科書のみならず、教育全般を網羅しているのである。（出版労協教科書対策委員会・高原良治）

【連合】

すずしい職場に してくだはりまっせ

会社がやる"保安教育"は
三カ月にたった一回。それも
三十分間。
これで災害がなくなれば、
この世は天国。
雨がふれば
リヤカーがスリップする、
作業場の道路。重い物の運搬で、災害続出。
通路には炭函がとまりっぱなし。

ケガすりゃ、急がば回れの
対策。恐れクリヤの鬼子母神
もうすこし、ヒュートリの
意見も聞いてもらわにゃア。
自分のいいたいことばかりで
は、睡む気がましてあっちこ
っちで、コックリコックリ島
原通い。

材料受けにいきゃ、「予算
がないので」と半分に削り、
そのためろくな仕事もできな
いのはあたりまえ。
働く意欲に
満ちるよう
に、安全なす
ずしい職場に
してくだはり
まっせ。それが一番先決じゃ
ろが。

三川「はぐるま（九分会新聞）」から。S生。

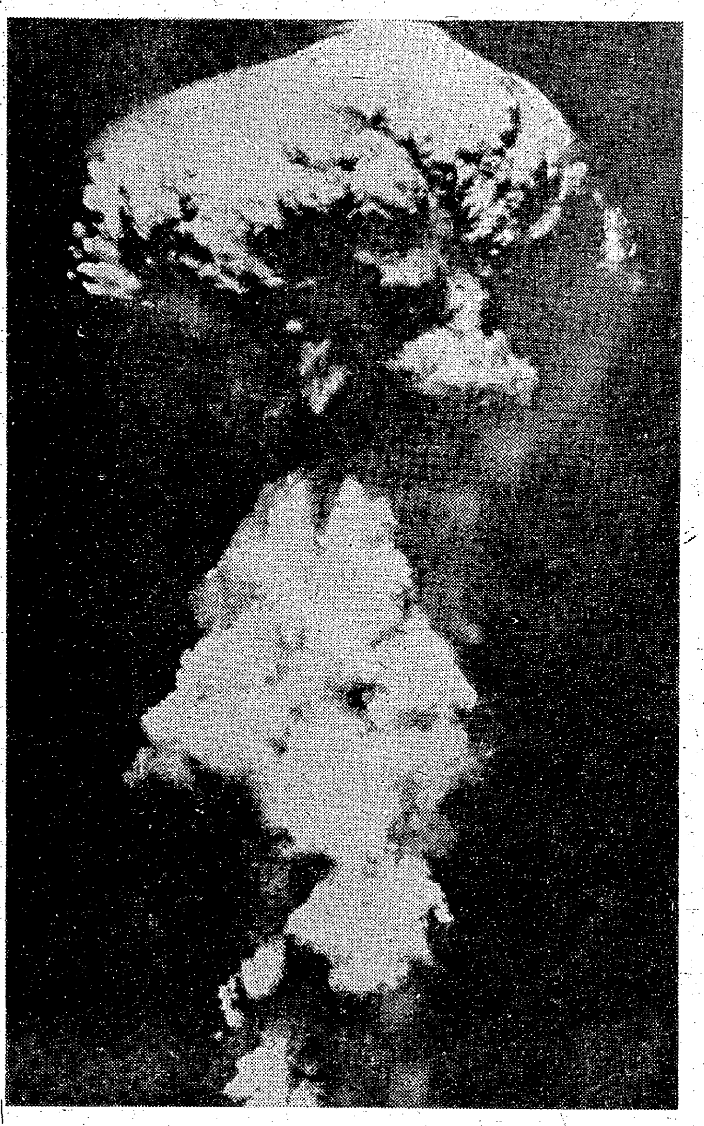

いまから26年前の8月6日、突然広島の上空にこの雲が湧きあがると……

生きるために　抜萃

遺族会　永江　美由紀

四十六年六月三十日午前十時、富山裁判所前は富山イタイイタイ病の判決を待つ一瞬である。

三井金属鉱業所がタレ流した鉱毒カドミウムによって、富山地方一帯に奇病とされてこの半世紀、苦しみぬいた住民が一医師の努力と町ぐるみの闘いの盛り上がりの中で、四十三年五月告訴したものです。

全員見守る中に、三階からVサイン。原告側三十一名勝訴。賠償責任を明らかにし、公害裁判として初の判決でまさに完全勝利である。この判決は、犯人は誰かということを明確にし、加害者三井金属の企業責任を明らかに認めさせた。

水俣の被災者代表と日吉さんの顔もみえる。この判決は今後第七次に及ぶ告訴に、また公害闘争に大いに影響を及ぼし、大企業の公害責任と発生源での公害規制をさせていく上の第一歩となろう。

同じ三井独占の保安サボによってひき起した労働災害としては史上最大、世界に類のない炭じん爆発から七年七カ月。その責任を追及して闘い、今またCO患者の労災認定をめぐって抗議の座りこみ四十二日。怒りを新たにしたのである。

公害にしても労働災害にしても、その根源は独占企業の犯した罪である。三池では、三十九年九月八日「未必の故意の殺人」として告訴したにもかかわらず、検察権力は証拠不十分として、ただ一枚の葉書通告で不起訴処分にして終った。

四百五十八名の遺骨と、八百二十三名のCO患者という厳然たる証拠があるというのに。許せない断じて許せない。私たちは殺された夫にかわってその責任を追及する。

遺族という名は私たちで沢山。「命を返せ、身体を元にもどせ、再び殺すな」この遺族の悲願に三井鉱山はこたえるべきだ。四十五年下期決算一億一、二〇〇万円の黒字、三池の増産が原動力とは何と恐ろしいことだろう。

人間として生きるため、命を守り抜くためにこそ、私たち遺族は生きている限り闘う。

×

新聞"主婦会三川"から抜粋して紹介しました。